

# 八女市 商工事業者等支援メニュー

【令和4年度版】

## 【新規創業・新事業展開補助制度】

- 市内での新規創業や、市内で事業を営んでいる事業者が新事業または新分野へ進出していくことを支援します。

[補助金の金額等]

- 対象経費※の2分の1以内（上限50万円）

## 【商工業者販路開拓・販売促進補助制度】

- 新たな販路先等を確保するため、国内外で開催される商談会・展示会等に出展することを支援します。

[補助金の金額等]

- 対象経費※の2分の1以内（上限10万円）等

## 【ものづくり推進事業補助制度】

- 小規模事業者が行う新商品の製造や開発を支援します（製造・製造小売業）。

[補助金の金額等]

- 対象経費※の2分の1以内（上限30万円）

## 【新規創業資金等借入者 信用保証料・利子補給補助制度】

- 新規創業者の負担軽減を図ります。

[補助金の金額等]

新規創業に係る融資制度利用における

- 信用保証料の2分の1以内（上限50万円）
- 借入後12か月以内に発生する利息の2分の1以内（上限10万円）

## 【融資制度】

- 中小企業者及び協同組合等の事業資金調達を支援します。

	中小企業者融資	協同組合等融資
◆融資限度額	2,000万円	1,000万円
◆融資利率	1.40% (0.8%相当分の利子補給金を交付)	1.40%
◆融資期間	7年以内	1年以内

【ご利用に関する主な要件等（※本紙記載内容以外にも要件があり、特に、補助対象となる経費等には制限がございます。詳細は八女市商工振興課 商工振興係（☎0943-24-9177）、八女商工会議所（☎0943-22-5161）、または八女市商工会（☎0943-42-0153）までお問い合わせください】

	新規創業・新事業展開 補助制度	商工業者 販路開拓・ 販売促進補助制度	ものづくり推進事業補助 制度	新規創業資金等借入者 信用保証料・利子補給補助	融資制度
お住まい（法人は登記地）	八女市内（法人の場合は市内で事業所登記を行っていること）				個人は事務所・住所とも市内、法人は営業所等が市内
事業の場所	八女市内（法人の場合は市内に事業所を有していること）				
対象業種・事業者等	福岡県信用保証協会の保証可能業種	商工会議所法または商工会法に規定される商工業者	日本標準産業分類における製造業・小売業の一部	福岡県信用保証協会の保証可能業種	中小企業信用保険法、中小企業等協同組合法、または商店街振興組合法に規定する中小企業者及び組合
申請にあたっての必要事項・確認事項等（一部抜粋）	八女市創業塾の受講 新事業展開の場合は経営革新計画の承認 等	出展する商談会・展示会等が、1日あたり15社以上の企業出展があることの確認 等	商工会議所又は商工会の経営指導を受けて作成した経営計画書 等	八女市創業塾の受講 借入資金が新規創業者を対象とする融資制度であること 等	保証料が別途必要
申請の時期※	事業を開始する前 補助金交付決定前に支出した費用や、事前着工した工事の費用等は補助金を受けられません。また、事業に直接必要と認められないものや消費税等は除外されます。	出展する前	新製品製造の着手前	保証料支払いから30日以内 借入後12か月目の利息支払日から30日以内	利子補給金の交付を受け る場合は、完済後速やかに
補助対象事業の終了時期	申請年度の3月31日まで				—
その他注意事項 （補助対象外になる場合）	申請者において、市税・国民健康保険税、および税外徴収金等の延滞がある場合 暴力団員による不当な行為を防止する法律に規定される暴力団または暴力団員である場合、またはそれらと密接な関係を有している場合 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業と認められる場合				